

南知多町ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たなふるさと産品の創出又は既存のふるさと産品の生産を強化（以下「魅力的なふるさと産品の創出等」という。）しようとする事業（以下「補助事業」という。）に取り組む事業者に対して予算の範囲内において南知多町ふるさと産品創出等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、南知多町補助金等交付規則（昭和50年南知多町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)ふるさと産品 町内において生産、製造及び加工される製品（町内生産物を町外で加工する場合を含む。）並びに提供されるサービスをいう。
- (2)事業者 町内に事業所を有し、又は町内に事業所を開設する予定がある法人又は個人の事業者であって、継続した事業活動を行うことができるものをいう。
- (3)クラウドファンディング 町が行う本事業の公募により採択された事業を実施するための資金を町が指定するインターネットサイトにおいて募集し、調達することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、町長が別に定める事業者提案の募集に応募し、採択された者（以下「採択事業者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1)町が採択事業者の提案した補助事業への寄付としてクラウドファンディングによる寄付を受けた額の合計額（以下「寄附額」という。）が事業者提案の募集の際に示した事業費の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額。以下「目標額」という。）に達した者又は寄附額が目標額に達しない場合であっても採択事業者が自らの責めにおいて事業を行うことを町と協議し、町の同意を得た者
- (2)補助事業により創出したふるさと産品を町のふるさと納税の返礼品として登録する意思のある者
- (3)第7条第2項の規定による補助金の交付決定の日から5年以上継続して補助事業を行う意思のある者
- (4)町税等の滞納（納税猶予等の措置を受けている場合を除く。）がない者
- (5)南知多町暴力団排除条例（平成23年南知多町条例第13号）第2条第3号の暴力団員等でない者又はこれと密接な関係を有しない者

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、町長は、既に町のふるさと納税の返礼品として登録されているふるさと産品を補助事業の対象とすることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、別表第1に掲げるものとする。

(補助金の額及び限度額)

第5条 補助金の額は、寄附額の10分の4の額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とし、補助対象経費の額の合計額又は3,000万円のいずれか少ない方の額を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする採択事業者は、南知多町ふるさと産品創出等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に規定する書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、クラウドファンディングにより目標額を達成した日又はクラウドファンディングが終了した日のいずれかの日から30日以内に行うものとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは南知多町ふるさと産品創出等支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の不交付を決定するときは南知多町ふるさと産品創出等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に当たり条件を付することができる。

(交付決定前の着手)

第8条 採択事業者は、事業の効率的な実施を図るためその他やむを得ない事由がある場合であって、前条第1項の規定による補助金の交付の可否を決定する前に事業に着手するときはあらかじめ南知多町ふるさと産品創出等支援事業事前着手届（様式第6号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

(変更申請)

第9条 第7条第2項の交付決定通知書を受けた採択事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の計画を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、南知多町ふるさと産品創出等支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、南知多町ふるさと産品創出等支援事業補助金（変更交付・取消）決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内に南知多町ふるさと産品創出等支援事業補助金実績報告書（様式第9号）を町長

に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第 11 条 町長は前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、南知多町ふるさと産品創出等支援事業補助金確定通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者の経済的な事情その他補助金の交付の目的を達成するため補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると特に認めるときは、町長は、補助事業が完了する前に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(補助金の請求等)

第 13 条 補助事業者は、第 11 条の通知書を受理したときは、南知多町ふるさと産品創出等支援事業補助金交付請求書（様式第 11 号）により町長に請求するものとする。

2 補助事業者は、前条第 2 項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、南知多町ふるさと産品創出等支援事業補助金概算払請求書（様式第 12 号）により町長に請求するものとする。

(繰越協議)

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度において補助事業が年度内に完了しないと見込まれるときは、当該年度の 2 月 1 日までに南知多町ふるさと産品創出等支援事業補助金繰越協議書（様式第 13 号）を町長に提出し、協議を行うことができる。

(繰越承認)

第 15 条 町長は、前条の協議書を受けたときは、その内容を審査し、南知多町ふるさと産品創出等支援事業補助金繰越承認（不承認）通知書（様式第 14 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の取消し等)

第 16 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でないと町長が認めるとき。

(事業成果の報告)

第 17 条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間は、補助金の交付を受けた補助事業の実施状況を定期的に町長に報告しなければならない。

(書類の保存)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に関する書類及び帳簿等の関係書類を補助金を交付した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過した場合はこの限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な機器で町長が定めるもの

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて別に定めるもの

2 前項第 2 号の町長が定めるものは、1 品の取得価格又はその効用増加価格が 30 万円以上のものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

補助事業	補助対象経費
ふるさと製品の生産、製造及び加工に要する施設、設備等に関するもの	工場、作業場等の建物取得に係る建設費
	建物付帯設備の整備又は取得に要する経費
	ふるさと製品創出に要する構築物、機械装置等の取得に係る経費
	建物賃借による改増築費
	備品購入費（魅力的なふるさと製品の創出等に要するものに限る。）
	外部評価費（魅力的なふるさと製品の創出等に要するものに限る。）
	その他魅力的なふるさと製品の創出等に必要と認める経費

備考 公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、

消耗品費、土地の造成費、土地の購入費その他社会通念上不適切と認められる経費は、補助対象経費に含まない。

別表第2（第6条関係）

添付書類
1 個人事業者・法人事業者共通
（1）事業計画書
（2）収支予算書
（3）町税等の納税証明書
（4）南知多町ふるさと産品創出等支援事業実施等誓約書（様式第2号）
（5）南知多町ふるさと産品創出等支援事業暴力団員等非該当誓約書（様式第3号）
2 個人事業者の場合
（1）住民基本台帳法に基づく住民票の写し（3か月以内のもの）
（2）個人事業の開廃業等届出書（届出済みの場合）
（3）直近3期分の決算書
（4）営業許可証等の写し（許認可を必要とする事業のみ）
（5）その他町長が必要と認める書類
3 法人事業者の場合
（1）履歴事項全部証明書（3か月以内のもの）
（2）定款の写し
（3）直近3期分の決算書
（4）営業許可証等の写し（許認可を必要とする事業に限る。）
（5）その他町長が必要と認める書類